

特定非営利活動法人N J C定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人N J Cという。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、関節疾患に対して人工関節置換術を必要とする人々に対し、知識や医療技術の普及に関する事業を行い、関節疾患を有する人々に関わる問題の改善や解決を図り、治療成績と地域、社会の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 人工関節置換術に関わる基礎および臨床研究事業
- (2) 人工関節置換術の治療に関わる人々への教育事業
- (3) 人工関節置換術に関する情報の社会に対する広報事業
- (4) 人工関節置換術に関する治療材料、技術の開発事業
- (5) 人工関節置換術の治療に対する基材、薬品の有効性に関する受託研究事業
- (6) 人工関節置換術に関する学術活動への支援活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めない時には、速やかに、理由を付した書面、電磁的方法（電子メール等）若しくはファクシミリをもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 入会しようとするものは、理事長が入会を認めたときに会員となるものとする。

(入会金)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時
- (3) この法人から会員に対する通知が1年以上継続して到達しない時
- (4) 除名された時

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は総会の決議により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号に該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、法上の役員の他に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任免する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言することができる。

(事務局および職員)

第21条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 会員の除名
- (7) 役員の選任又は解任

- (8) 役員の職務及び報酬
- (9) 入会金の額
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな職務の負担及び権利の放棄
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、招集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があった時。

(招集)

第26条 総会は第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時には、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法（電子メール等）若しくはファクシミリをもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、理事長とし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わり、理事長及び副理事長に事故若しくは支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席（ウェブ会議等システムによる出席を含む）した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、電磁的方法（電子メール等）若しくはファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない事由のために総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面、電磁的方法（電子メール等）若しくはファクシミリをもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所（ウェブ会議等システムによる開催の場合にはその旨を付記すること）
 - （2）正会員総数および出席者数（書面・電磁的記録・ファクシミリによる表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - （3）審議事項
 - （4）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第29条第3項における場合は、その事項の内容、事項の提案をした者の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録作成に係る者の氏名を記載した議事録を作成しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第33条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）事務局の組織及び運営に関する事項
- （4）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）理事長が必要と認めた時
- （2）理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時
- （3）第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があった時

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法（電子メール等）若しくはファクシミリをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わり、理事長及び副理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事の過半数の決定により定める順序により他の理事がこれに代わる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時には、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録（電子メール等）若しくはファクシミリにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面、電磁的方法（電子メール等）若しくはファクシミリをもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（ウェブ会議等システムによる開催の場合にはその旨を付記すること）
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面・電磁的記録・ファクシミリによる表決者、又は表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押

印しなければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、第37条第3項における場合は、理事会の決議があったとみなされた事項の内容、審議事項の提案をした者の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録作成に係る者の氏名を記載した議事録を作成しなければならない。

(運営方法)

第40条 理事会の運営方法は、この定款の定めるもののほか別に規定を定めることができる。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時には、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じた時には、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じた時には、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときには、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて議決をした者に

譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。
理事長 酒井忠博
副理事長 関泰輔
副理事長 濱田 恭
理事 竹上靖彦
理事 天野 貴文
監事 平岩 秀樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第50条の規定にかかわらずこの法人成立日から平成29年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
(1) 正会員(個人) 入会金 1,000 円 年会費 1,000 円
(2) 正会員(団体) 入会金 10,000 円 年会費 10,000 円
(3) 賛助会員 入会金 0 円 年会費一口 50,000 円(一口以上)

附則

この定款は、令和7年3月14日から施行する。

附則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(令和 年 月 日)から施行する。